

瓊林会東京支部規約

平成30年6月9日

第一章 総則

(名称及び形態)

第一条 本会は、瓊林会東京支部と称する。

2 本会は、法人格のない任意団体であるが、公益目的事業の実施を主たる目的としないという明確な区別の下に、会員にとっては当会と公益社団法人瓊林会とは一体であり、元長崎高等商業学校、元長崎経済専門学校、元長崎工業経営専門学校、長崎大学経済学部等の卒業生の人的財産をもって、母校の発展と公益社団法人瓊林会の活動を支援するという密接な関係を有する。

(事務所および所管地域)

第二条 本会の主たる事務所を、〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-10-2 長崎県東京産業支援センターにおく。

2 所管の対象地域は、関東地方(東京都・神奈川県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県)とする。

(目的)

第三条 本会は会員相互の親睦を厚くし、知識を交換し、母校・公益社団法人瓊林会並びに各地域瓊林会等との連携を密にし、その興隆を助成するを以て目的とする。

(活動)

第四条 本会は、前条の目的の実現に資するため、次の活動を行う。

1) 会員相互の親睦、知徳向上のための、次の会合等の開催。

①セミナーの開催 ②会員交流会等の親睦会の開催 ③見学会の開催 ④各サークルの会館を利用した活動
⑤その他

2) 公益社団法人瓊林会が行う大学・学生等への支援の事業に対する人的資産の動員等の協力。

3) 広報活動

①会報誌・電子版会報等の発行 ②ホームページの運営 ③その他。

4) 会員管理及びこの利用(名簿管理)

①会員情報の厳正且つ適切な管理と、会の目的に必要な利用への協力。

5) 年会費・寄附金等の財源確保のための活動

第二章 会員

(会員)

第五条 本会は、同窓会員および学校関係者であった者で第二条第3項の地域に勤務する若しくは在住する者を以て会員とする。会員は年会費を納入することを要す。

2 前項のほか、本会の趣旨に賛同する者を推薦し特別会員とする。この推薦は役員会に於いて決定し、会員に周知する。

3 会員は、異動届を速やかに事務局長に提出しなければならない。

第三章 役員等

(役員を設置)

第六条 本会の役員として、支部長1名、副支部長若干名、事務局長1名、監事1名を設ける。

2 事務局長は、日常業務の企画・管理・広報等を執行する。

3 監事は、役員職務状況および財産の状況を監査し報告する。

(委員会)

第七条 本会の円滑な運営を図るため必要に応じ、委員会を設置することができる。

2 委員は支部長が任命する。

(役員を選出と任期および職務)

第八条 支部長・副支部長・監事および事務局長は、総会の承認を得て決定する。その任期を2ヶ年とする。但し、再選を妨げない。

- 2 役員会は、支部長・副支部長・監事および事務局長によって構成し、会の運営全般・財務全般等の立案と審査を行う。

第四章 総会

(総会)

第九条 通常総会は、毎年一回4月から7月の間に、支部長がこれを招集する。但し、臨時総会を招集することが出来る。

- 2 議決権は、会員1人1個とし、議案は、出席会員の過半数の賛成をもって承認される。書面または電子媒体で議決権行使した会員も出席とみなす。

(総会の役割)

第十条 下の事項はこれを通常総会で報告し、その承認を受けることを要する。

- 1)会務報告
- 2)決算報告
- 3)その他重要な事項

(規約の変更)

第十一条 本規約の変更は、総会の決議による。

第五章 会計

(経費)

第十二条 本会の経費は、年会費及び寄付金を以って支弁する。

(年会費)

第十三条 会員は、本会の年会費として年額4,000円を拠出する。但し、高商、経専の卒業生は免除する。

(会計年度)

第十四条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 この改正は平成30年4月1日に遡って施行する。
- 2 本規約の第八条の役員等は原則無給とする。但し、事務局長については、役員会で定める報酬を支給することができる。
- 3 本会の活動に必要な費用(交通費等)は、その実費を支給することができる。

以上